青少年健全育成及び国民の良好な飲酒環境のための 酒類販売等に関する件

我が国のアルコール消費量は、戦後、国民所得の増加や生活様式の変化等により急激な増加を示し、とりわけ、飲酒機会の少なかった女性や未成年者の飲酒が増加傾向にある。アルコール大量消費者の数も増加しており、平成6年で約230万人と推計されている。これは、アルコール消費量が横ばい、ないし減少傾向を示している欧米先進国と比較し、際立った対照を見せている。

過度のアルコール飲酒は、アルコール依存症などの健康被害のみならず、医療費の 増大、作業能率の低下、自動車事故、犯罪など多岐にわたる社会問題を引き起こす要 因ともなっている。

このような「アルコール問題」について、WHO(世界保健機関)は、平成3年加盟各国に対してアルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進などの勧告を行っているにもかかわらず、我が国では、永年堅持されてきた酒類販売業免許制度の要件が緩和されつつあり、このことはWHOの勧告に逆行していると言わざるを得ない。

したがって,我が国においても,飲酒に関する自己管理等の認識を高め,良好な飲酒環境の形成に向けて,欧米諸国の例に見られるような法規制が必要不可欠である。よって,本市議会は,国会及び政府に対し,次の施策を講じるよう強く要請する。

記

- 1 青少年の健全育成及び国民の良好な飲酒環境を目的とした酒類の販売を管理する新しい法律の整備等を行うこと。
- 2 WHO勧告が示す政策及びプログラムを着実に実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 12 年 6 月 30 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 人蔵大臣 厚生大臣 連商庁長官 総務庁長官

様